

令和6年3月21日

市政記者クラブ様

緑政土木局河川部河川工務課
担当 加藤・勝山 (972-2898)

土壌汚染の報告について
(緑区水広三丁目 (水広公園内))

当局事業予定の水広下池の耐震補強工事の着手に先立ち、土壌調査を行った結果、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（環境保全条例）に基づき定める基準を超える物質が検出されました。

環境保全条例第57条の2に基づき、令和6年3月21日に環境局へ報告しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1 検出場所

緑区水広三丁目 (水広公園内)

2 汚染の状況

項目	汚染物質	基準を 超えた濃度	基準に 対する倍率	基準	基準超数 ／調査数
土壌溶出量 調査	鉛及び その化合物	0.014mg/L	1.4倍	0.01mg/L 以下	1/2

3 今後の対応

当面の措置や今後の対応について、環境局と十分に協議を行い実施していきます。

4 対象地



<参考> 土壤汚染等処理基準を超過した物質の毒性について

【鉛及びその化合物】

人が鉛を体内に取り込む可能性があるのは、食物や飲み物、呼吸によると考えられます。また、乳幼児はものをしゃぶるため、土壌や室内の塵などから体内に取り込まれる割合が大人より高くなっています。体内に取り込まれた鉛は血中などに分布したあと、90%以上が骨に沈着します。主に尿に含まれて排出されますが、体内の濃度が半分になるには約5年かかり、長く体内に残ります。

(出典：公益財団法人日本環境協会「土壤汚染リスクコミュニケーションのためのガイドライン」)